



離婚給付契約公正証書

(連帯保証人)

第■条 連帯保証人 ■■■D (以下、「連帯保証人」という。)は、本契約によるAの債務を保証し、Aと連帯してその債務を履行することを約した。ただし、その連帯保証期間は、連帯保証人が生存する期間とする。

(注) Aが支払う養育費、財産分与、慰謝料などについて、Aの父親等を連帯保証人にする場合は、